

FPIC 盛岡ファミリー相談室に期待すること

弁護士（前岩手調停協会連合会会長） 石橋 乙 秀



家事事件でもっとも困難な事件の一つはなんと言っても面会交流に関する事件です。現在、当事者、裁判所、代理人等がおおいに悩んでいます。民法766条第1項が平成23年に改正され、「父母が協議上の離婚をする時は」「父又は母と子との面会及びその他の交流」は、「協議で定める。」と規定され、「この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」とされました。更に、民法771条により裁判上の離婚に766条が準用され、裁判上の離婚に伴って非監護親と子との面会交流を定めなければならなくなったのです。しかし、離婚に伴って面会交流について定めなければならなくなったということは法曹関係者や専門家しか知らず、ほとんどの国民は法律の改正を知らず、そもそも面会交流とはなんぞやという状態だったのです。そして、面会交流を協議したり、実際に面会交流を行うに当たって、さまざまな困難が当然に予想されたにもかかわらず、司法も行政も何ら手立てを講じなかったのです。裁判所は、当事者が面会交流を求めてくれば最終的に決定等を出せばよいというスタンスであり、行政は、離婚は国民にとって大きな社会的経済的問題であり、特に子の成長にとって面会交流は極めて重要なことであるにも拘わらず対策を講ずることもなく、司法及び行政は面会交流の改正に当たってほとんど何もしてこなかったのです。

民法改正後、裁判所は、「子どもを考えるプログラム（別名親ガイダンス）」を行い、DVDを使用して、面会交流がスムーズに行えるようにしたのですが、DVDは、優等生の監護親、非監護親及び子が登場する面会交流であり、現実のドロドロした当事者の関係からかけ離れたものであり、私は、DVDを見た当事者からあんな監護親と非監護親の状態だったら自分らはそもそも離婚なんかしないとまで言われました。そもそも、面会交流ができない監護親と非監護親

にとってほとんど意味のないものでした。また、行政は、協議離婚の届出に当たって面会交流の協議がなされたか尋ねることはありません。民法が改正になっても面会交流については見て見ぬ振りです。そして、面会交流は、裁判所と行政が連携して対応すべき問題であるにも関わらず、連携をせず、特に当事者にとって一番身近な地方の裁判所と自治体が協議したりすることはありませんでした。私は、裁判所が面会交流のような福祉に関する分野においては積極的に行政に働きかけることが必要だと思いますが、裁判所にとって苦手な分野だと思います。そのために、面会交流に関する法改正はできたのですが、それを支える裁判所や自治体の体制ができていないのです。そのしわ寄せが、現在面会交流の現場に現れているのだと思います。

面会交流の現場で大きな問題の一つは、面会交流が実際にできない当事者がたくさんいるということです。身体的なDV被害を受けていれば恐怖心でもちろん面会交流はできませんが、精神的なDVがあったり、そうでなくても精神的な葛藤が強い夫婦間の離婚では、面会交流が極めて困難です。両親の葛藤により、面会交流ができないのです。具体的には、面会交流の日時を協議することができない、面会交流は、直接に会うということだけでなく、オンライン等でもすることも考えられますが、面会交流の方法が決まらない、子が小さい等の理由で監護親が面会交流をするには子といなければならないが、監護親が非監護親と同じ場所にいることができない、最近ではオンラインでの面会交流がありますが、監護親が画面に映ることを拒んだり、自宅の状況が非監護親に知られることを嫌悪する等さまざまな場面で面会交流ができない状況が出てきているのです。このような当事者が実際に面会交流ができない場面で必要になってくるのが当事者の仲立ちをする第三者機関です。FPIC盛岡相談室は、法的に面会交流が求められ

ているにも拘わらず、面会交流が困難な当事者が実際に多数おいでになる現実をなんとかしなければならぬという強い危機意識と使命感をもって設立された団体です。面会交流を適切に行っていくために必須の団体であり、これから益々大きく活動しなければならない団体です。有志で運営し、財政的基盤は

脆弱で、構成員も元家庭裁判所調査官や元調停委員等で高齢です。行政からの人的物的援助が強く望まれます。我国では子ども庁が設置されるということですが、子の未来のために極めて重要な団体であり、その活動に大いに期待しています。

両手のぬくもりを感じながら

FPIC 盛岡ファミリー相談室 相談支援員 中村 マキ子



「FPIC 盛岡ファミリー相談室」の準備会を「ぶらんこの会」として立ち上げた時、皆で模索しながらも熱い思いを語り合いました。それは元家事調停委員*として離婚調停に携わり成立時に常に脳裏に浮かんだこと、それは「子の笑顔が消えはしないか…」という一抹の不安でした。

リーフレットに描かれている「ぶらんこ」の挿絵。片手は母親。もう片手は父親。両手をつなぎブランコしながらはしゃいでいる子の笑顔。

今、FPIC で支援をしているお子さんは同時ではなくても常に同居親と手をつなぎ面会交流のつかの間を別居親と固く手をつなぎ「ぶらんこ」の感触を確かめているのです。久しぶりに別居親と会い、はにかみながらもすぐに打ち解け思いっきり親子の交流を楽しみます。「バイバイ！またね！」後日、同居親から「子どもが先生やお友だちに得意げに報告したそうです。」と連絡をもらいました。

当日同居親は心の葛藤を抑えながらも笑顔で子を送り出してくれたでしょう。だからこそ子は安心して別居親の胸に飛び込むことができ「両手のぬくもり」を感じられたと確信しています。

また、支援に携わったケースが終了を迎えるとき「やはりいつまでたってもわだかまりは消えないものですね。」とポツリと口にした母親に「これからは父、母それぞれの立場から共に子の意思を尊重しアドバイスを与えながらお子さんの成長を見守ってあげて下さいね。」と伝えました。

一時期、コロナ禍という思いがけない事態でこの面会交流の機会が容赦なく遮断されました。手紙のやり取り（代理送付）オンラインでの短時間での面会交流等々、手段を選びながら交流を継続できるよう今後とも当事者の支援にあたって行きたいと思います。

* 筆者は盛岡家庭裁判所の元家事調停委員です

<2021年度の活動状況>

コロナ禍が長期化する中で対面による会議や面談ができない状況が続きました。それにも関わらず、県外からの相談や面会交流支援申込等があり、延べ支援件数は前年度よりかなり増えました。

活動状況	件数
相談(電話・メール)	37
相談(面接)	11
面会交流支援(延べ数)	95
講演・講師・寄稿	12
内部研修	3
役員会・定例会・委員会	21
計	179

～～ 編集後記 ～～

なぜ第三者機関としての FPIC が必要なか、石橋先生のご寄稿は、専門家としての実践と経験の中から、司法と行政の問題点を掘り下げ、その上で FPIC の必要性を説いてくださいました。

広報委員一同

FPIC 盛岡ファミリー相談室へのアクセス

〒020-0823 盛岡市門2丁目2-15 宮古守夫方

電話 080-9254-1454, 080-9254-2241

受付時間：平日午前10時～午後4時

Email: buranko2215@gmail.com

HP: <https://buranko2215.web.fc2.com/>